

令和6年度 第1回太良町地域公共交通合同会議  
会議資料

日時：令和6年6月21日（金）14：00～  
場所：太良町役場 3階 大会議室

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 役員 の 指名 (P4)
- 4 報告事項
  - (1) コミュニティバスの利用状況について (P5～P6)
  - (2) タクシー利用券の利用状況及びタクシー運営事業について (P7～P8)
- 5 協議事項
  - (1) 令和5年度事業実績報告について (P9～10)
  - (2) 令和5年度決算報告及び会計監査報告について (P11～12)
  - (3) 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画（案）について (P13～22)
- 6 その他  
地域公共交通の「リ・デザイン」に向けた制度等について  
（佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官 牟田 嘉伊座 様）
- 7 閉会

太良町地域公共交通会議 委員名簿

(令和5年6月19日～令和7年3月31日)

	会社・団体名	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車(株)	バス事業部 乗合バス部長	山口 守
3	(有) 再耕庵タクシー	総務部長	山本 浩二
4	(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生
5	佐賀県杵藤土木事務所	管理第二係長	馬場 智生
6	鹿島警察署	交通課長	淵上 大介
7	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	千種 智章
8	(一社) グローカル交流推進機構	理事長	土井 勉
9	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課	課長	堀岡 真也
10	太良町区長会	会長	鶴田 義廣
11	太良町老人クラブ連合会	会長	岩島 正昭
12	太良町社会福祉協議会	事務局長	中村 秀貴
13	太良町立多良中学校	校長	武富 幸就
14	太良町商工会	理事	大串 洋徳
15	太良町観光協会	副会長	川下 誠
16	太良町	副町長	毎原 哲也
17	太良町教育委員会	教育長	岡 陽子
18	太良町	総務課長	津岡 徳康
19	太良町	町民福祉課長	田崎 哲次
20	太良町	建設課長	安本 智樹

太良町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和5年6月19日～令和7年3月31日)

	会社・団体等	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車(株)	バス事業部 乗合バス部長	山口 守
3	(有)再耕庵タクシー	総務部長	山本 浩二
4	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生
5	佐賀県杵藤土木事務所	管理第二係長	馬場 智生
6	鹿島警察署	交通課長	淵上 大介
7	(一社)グローバル交流推進機構	理事長	土井 勉
8	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課	課長	堀岡 真也
9	太良町区長会	会長	鶴田 義廣
10	太良町老人クラブ連合会	会長	岩島 正昭
11	太良町社会福祉協議会	事務局長	中村 秀貴
12	太良町立多良中学校	校長	武富 幸就
13	太良町商工会	理事	大串 洋徳
14	太良町観光協会	副会長	川下 誠
15	太良町	副町長	毎原 哲也
16	太良町教育委員会	教育長	岡 陽子
17	太良町	総務課長	津岡 徳康
18	太良町	町民福祉課長	田崎 哲次
19	太良町	建設課長	安本 智樹
オブザーバー	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	牟田 嘉伊座

役員の指名について

副会長 每原 哲也 (副町長)

監 事 鶴田 義廣 (太良町区長会会長)

中村 秀貴 (太良町社会福祉協議会事務局長)

## 報告事項（１）コミュニティバスの利用状況について

・令和４年度 太良町コミュニティバスの利用状況（R4年４月～R5年３月）

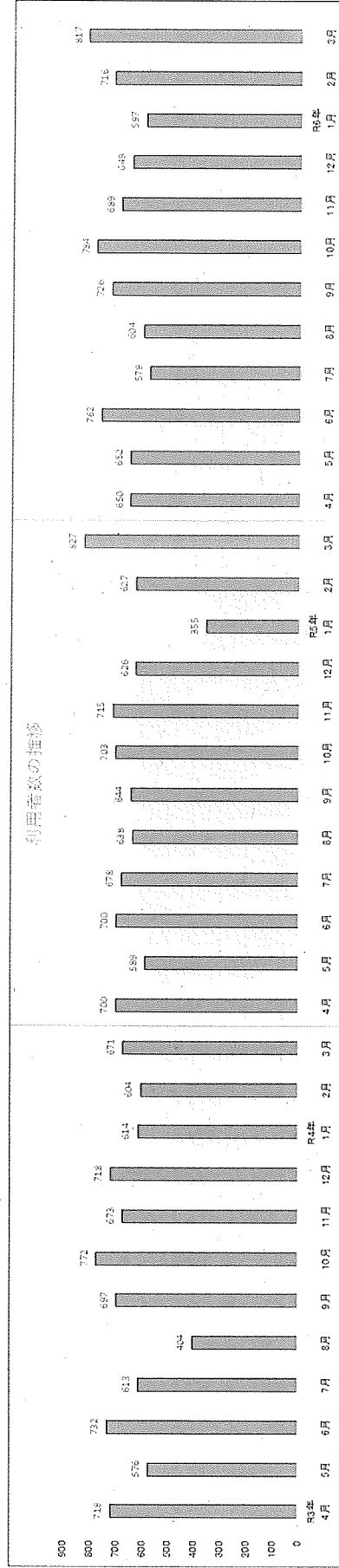
地区	運行ルート	利用者数 (乗車人数)	運行回数		利用実績	
			運行 日数	運行 便数	1日あたり 乗車人数	1回あたり 乗車人数
多良地区	伊福・片峰線	1,494	147	588	10.1	5.0
	中山線	1,245	147	588	8.4	4.2
	端月・川北線	1,391	147	588	9.4	4.7
	中尾線	1,844	147	588	12.5	6.2
大浦地区	広谷・多良線	549	95	190	5.7	5.7
	広谷線	61	95	380	0.6	0.3
	道越・多良線	597	95	190	6.2	6.2
	道越巡回線	177	95	380	1.8	0.4
	今里・多良線	239	98	196	2.4	2.4
	今里線	77	98	392	0.7	0.2
	大浦駅・役場線	128	145	145	0.8	0.8
合計		7,802				
(月平均)		(650)				

・令和５年度 太良町コミュニティバスの利用状況（R5年４月～R6年３月）

地区	運行ルート	利用者数 (乗車人数)	運行回数		利用実績	
			運行 日数	運行 便数	1日あたり 乗車人数	1回あたり 乗車人数
多良地区	伊福・片峰線	1,577	139	556	11.3	5.6
	中山線	1,153	139	556	8.2	4.1
	端月・川北線	1,246	139	556	8.9	4.4
	中尾線	1,892	139	556	13.6	6.8
大浦地区	広谷・多良線	888	97	194	9.1	9.1
	広谷線	34	97	388	0.3	0.1
	道越・多良線	568	100	200	5.6	5.6
	道越巡回線	176	100	400	1.7	0.4
	今里・多良線	455	99	198	4.5	4.5
	今里線	152	99	396	1.5	0.5
	大浦駅・役場線	84	148	148	0.5	0.5
合計		8,225				
(月平均)		(685)				

# 太良町コミュニティバスの利用者数の推移 (R3年4月～R6年3月)

地区	令和3年度												令和4年度												令和5年度												計				
	R3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月
多良地区	伊福・片峰線	144	145	180	170	100	161	159	139	145	136	104	114	135	121	125	125	122	89	142	154	145	60	110	166	123	125	138	122	130	139	168	141	148	98	127	118	4,768			
	中山線	90	69	78	81	42	78	105	90	113	84	76	93	95	77	103	91	105	117	107	118	88	60	132	152	94	101	114	80	67	96	99	98	82	83	105	134	3,397			
	端月・川北線	136	119	136	120	102	137	154	140	152	140	154	135	133	128	123	129	98	103	119	123	91	65	120	159	111	103	115	98	97	110	97	82	100	92	144	4,262				
	中尾線	146	129	176	128	73	162	179	146	169	130	116	157	168	146	194	181	169	159	160	173	145	61	122	166	142	134	172	141	125	222	193	166	150	127	144	176	5,447			
	広谷・多良線	40	36	35	32	19	39	43	37	35	43	35	54	48	34	55	46	34	63	52	39	38	14	56	70	58	62	86	46	74	76	77	69	58	77	108	97	1,907			
大浦地区	広谷線	1	6	4	0	4	5	0	0	0	0	0	3	3	2	12	2	5	5	5	4	2	6	4	11	3	8	8	5	1	2	1	0	2	0	2	2	118			
	連達・多良線	82	36	53	32	32	54	63	56	33	38	42	49	55	53	54	53	56	69	55	42	51	25	31	53	52	55	65	34	40	41	60	39	41	28	59	54	1,735			
	逆越巡回線	13	10	13	12	18	22	16	11	21	8	19	21	24	8	8	20	8	14	14	24	20	10	13	17	18	7	9	16	12	20	15	18	20	17	7	537				
	今里・多良線	33	11	20	12	8	25	24	21	21	15	16	22	16	11	13	16	29	9	21	28	21	25	26	24	30	33	39	25	34	27	45	45	40	39	45	53	922			
	今里線	4	7	6	5	1	5	7	11	9	8	6	6	2	2	3	3	3	8	10	9	10	9	8	10	10	12	13	10	14	12	9	12	10	11	10	29	304			
大浦駅・役場線	29	8	31	21	5	9	22	22	20	12	17	14	21	7	10	12	9	8	18	11	11	10	8	3	10	1	5	9	6	2	2	7	18	14	7	3	422				
月毎の計	718	576	732	613	404	697	772	673	718	614	604	671	700	589	700	678	638	644	703	715	626	355	627	827	650	652	762	579	604	726	784	689	649	597	716	817	23,819				
半年毎の計	3,740												3,949												3,973												4,252				
年度ごとの計	7,792												7,802												8,225																



報告事項（２）タクシー利用券の利用状況及びタクシー運営事業について

交付状況及び利用状況		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付状況	①交付者数	245人	310人	123人	129人	151人
	②交付枚数	5,428枚	13,840枚	6,444枚	6,431枚	7,221枚
利用状況	③利用枚数	2,039枚	7,094枚	3,662枚	4,024枚	4,205枚
	④利用率（③÷②）	37.6%	51.3%	56.8%	62.6%	58.2%
	利用者数（延べ）	615人	1,495人	608人	666人	691人
	⑤利用者数（実員）	178人	254人	114人	117人	132人
	⑥利用率（⑤÷①）	72.7%	81.9%	92.7%	90.7%	87.4%

対象者の要件		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要件等	本人の状況 (65才以上)	運転免許証の交付を受けていない方				
		運転免許証を自主返納し、 運転経歴証明書の交付を受けた方	運転免許証を自主返納した方			
		運転免許証の交付を受けているが病気等で車の運転ができない方	-			
		-	一人でコミュニティバスに 乗降することが困難な方			
	世帯の状況	世帯に自動車を運転できる 人がいない	-			
	居住地の状況	-	コミュニティバスが運行していない 地区に居住			
		-	80才以上でコミュニティバスのバス停、 又はフリー乗降区間から概ね500m以上 離れた場所に居住			
	福祉タクシー券助成対象者	対象外	対象			
利用可能枚数（1回の乗車）	2枚まで	4枚まで				
交付枚数	1人1年度につき 〔年度途中での申請について〕 は月割りで交付。	48枚	48枚（※）			

※コミュニティバスが運行していない地区に居住する方については、当該地区の公民館等から  
役場本庁又は役場大浦支所までの距離に応じて別途加算

運転免許証返納時の支援		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要件等	65才以上				令和4年10月1日以降に 初めて運転免許証を返納	
	福祉タクシー券助成対象者	-			対象	
	利用可能枚数（1回の乗車）	-			4枚まで	
交付枚数	1回限り				タクシー利用券 48枚 または コミュニティバス回数乗車券 120枚	



# 再耕庵タクシー太良BASE

## 開設しました

営業日：月曜日から土曜日

(日曜日・祝日はお休み)

営業時間：8時から17時

営業場所：旧タララボ跡地（太良球場横）

電話番号：67 - 2345

※太良町地域共通商品券は使用できません

太良町に導入の車両



この車種のタクシーは  
県内に数台だけ。  
見かけたらラッキー★

第2種運転免許  
取得費用全額負担  
(条件あり)

ノルマなし

引き続き運転手を募集しています！



再耕庵タクシー Saikouan-Taxi

太良Base開設につき乗務員募集！



【給料】：200,000円+歩合給

【勤務日数】：ひと月20日間

【勤務時間】：①8時から18時

休み10日間(予定)

②9時から22時

【募集人数】：3名

③休み ※繰り返し(予定)

年齢65歳まで(目安)

運転免許2種所持者優遇

学歴・資格・  
性別は不問!!

制服貸与

有限会社 再耕庵タクシー(鹿島市高津原) 問合せ先:0954-63-2171(担当:山本) 8時~17時 saikouan@arion.ocn.ne.jp



協議事項（１）令和５年度 太良町地域公共交通活性化協議会  
実績報告について

令和５年度 事業実績報告書

令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	コミュニティバス運行 ・ 1 1 路線
令和5年6月19日	令和５年度第１回太良町地域公共交通合同会議 (報告事項) ・ コミュニティバスの利用状況について ・ タクシー利用券の交付状況及び利用状況について (協議事項) ・ 令和４年度事業実績報告について ・ 令和４年度決算報告及び会計監査報告について ・ 令和５年度事業計画の変更（案） 及び補正予算（案）について ・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ 地域公共交通計画策定について
令和5年7月6日 ～7月31日	太良町地域公共交通に関するアンケート調査 ・ 町内2,000世帯（無作為抽出）を対象に配布（回収率37.3%）
令和5年9月28日	生活交通確保維持改善計画認定
令和5年10月25日	意見交換会開催 (参加機関：商工会・観光協会・社会福祉協議会・地域包括支援センター・企画商工課)
令和5年11月28日	令和５年度第２回太良町地域公共交通合同会議 (報告事項) ・ 令和5年度の運行状況等について (協議事項) ・ 太良町地域公共交通計画（素案）について
令和6年1月	さがバスまるっとフリーDAY実施 ・ 毎週火曜日（4日） 道越・多良線（20名） 道越巡回線（15名） 今里・多良線（24名） 今里線（5名） 大浦駅・役場線（14人） ・ 毎週水曜日（3日） 伊福・片峰線（39名） 中山線（31名） 端月・川北線（25名） 中尾線（61名） ・ 毎週木曜日（4日） 広谷・多良線（43名） 広谷線（0名）

令和6年1月10日	令和5年度第3回太良町地域公共交通合同会議（書面表決） （協議事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・太良町地域公共交通計素案について</li> <li>・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について</li> <li>・令和5年度地域公共交通調査事業に関する事業評価（案）について</li> <li>・コミュニティバス運賃について</li> </ul>
令和6年2月8日 ～2月19日	地域公共交通計画（案）意見募集（パブリックコメント）実施
令和6年3月19日	令和5年度第4回太良町地域公共交通合同会議 （報告事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの利用状況について</li> <li>・タクシー利用券の交付状況及び利用状況について</li> </ul> （協議事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度決算見込みについて</li> <li>・令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について</li> <li>・太良町地域公共交通計画（案）について</li> </ul>

## 協議事項（２）令和５年度 決算報告及び会計監査報告について

### ①令和５年度 決算報告書

#### 収入

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
負担金	負担金	負担金	6,500,000	6,500,000	0	太良町負担金
国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金	1,812,000	1,812,500	500	
繰越金	繰越金	繰越金	468,332	468,332	0	
諸収入	雑入	雑入	668	51	△ 617	預金利息
計			8,781,000	8,780,883	△ 117	

#### 支出

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
総務費	総務費	会議費	360,000	116,800	△ 243,200	
		報酬	160,000	80,000	△ 80,000	委員報酬
		旅費	200,000	36,800	△ 163,200	委員旅費
事業費	事業推進費		8,075,000	7,580,276	△ 494,724	
		事業費	100,000	12,276	△ 87,724	
		消耗品費	30,000	10,736	△ 19,264	事務用品
		印刷製本費	50,000	0	△ 50,000	
		役務費	20,000	1,540	△ 18,460	振込手数料
		調査研究費	7,975,000	7,568,000	△ 407,000	太良町地域公共交通事業計画支援業務委託
	委託料	7,975,000	7,568,000	△ 407,000		
予備費	予備費	予備費	346,000	9,390	△ 336,610	お茶代
計			8,781,000	7,706,466	△ 1,074,534	

収入 8,780,883円 - 支出 7,706,466円 = 1,074,417円(次年度に繰越)

②令和5年度 会計監査報告書

令和5年度太良町地域公共交通活性化協議会の会計監査にあたり、  
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿等を慎重に審査した結果、い  
ずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和6年6月12日

太良町地域公共交通活性化協議会

会長 永淵 孝幸 様

太良町地域公共交通活性化協議会

監事

鶴田義廣

監事

中村秀貴

## 協議事項（3）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画（案）について

### ①計画作成理由

令和7年度の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受けるために必要なため。

### ②承認後の処理

国土交通大臣へ認定申請書を提出する。

## 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画

令和6年6月 日

（名称）太良町地域公共交通活性化協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

太良町では、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後もさらに人口減少が進むと見込まれている。この中で、住民のくらしの質の維持・向上を図るためには、住民のくらしに欠くことのできない医療・商業・金融等の各施設への移動手段の確保・充実が重要である。また、その時代や地域の実情・ニーズに応じ、地域交通による活力あるまちづくりを目指した取組を進めるとともに、その評価、見直し、再編を行わなければならない。

このため太良町は、住民のくらしの移動手段の確保・充実に向けた課題を明らかにし、本町にとって望ましい公共交通のあり方を示すものとして平成30年3月に太良町地域公共交通網形成計画を策定した。平成30年度からはコミュニティバス運行の具体化に向けて諸調査・検討を続けてきたが、路線、結節点等の一部見直しが必要となり、令和2年3月に太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を策定した。

その改定計画の策定中である令和元年10月に、廃止代替路線（中山線、広谷線、竹崎線）が廃止された。その結果、太良町内の公共交通は町東側の海岸近くを走る祐徳バス太良線とJR長崎本線のみとなり、町内の中心と周辺部を結ぶ公共交通機関がなくなってしまった。

このため、太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を早期に実現する必要性が増し、生活交通確保維持改善計画を作成し、住民の悲願であるコミュニティバスを令和2年10月から実証運行を行い、その利用状況に基づく全体的な見直しを行った後に、令和3年4月から本格運行を行っている。

また、令和6年3月に、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにし、持続可能なサービスの提供を確保することを目的として、太良町地域公共交通計画を策定した。引き続き、利用者ニーズを捉え利便性の向上に努めながら、住民の生活交通手段として存続させていきたいと考えている。



## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

本事業の定量的な目標は、下表に示すとおりである。これは、令和5年度の運行実績をもとに「地域公共交通確保維持事業の定量的目標」としたものである。次項「3. 2. の目標を達成するために行う事業」に示す利用促進策を実施することにより、全運行ルートで「1回あたりの輸送量が2名以上」を達成できるものと考えている。

太良町コミュニティバス運行事業の数値目標

地区	運行ルート	運行日	1日の便数	1日の回数	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
					1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数	1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数	1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数
多良地区	伊福・片峰線	曜日運行 (月、水、金)	4	2	12	6	13	6.5	14	7
	中山線		4	2	10	5	11	5.5	12	6
	端月・川北線		4	2	10	5	11	5.5	12	6
	中尾線		4	2	14	7	15	7.5	16	8
大浦地区	広谷・多良線	曜日運行 (火、木、土)	2	1	8	8	9	9	10	10
	広谷線		4	2	4	2	5	2.5	6	3
	道越・多良線		2	1	7	7	8	8	9	9
	道越巡回線		4	4	8	2	9	2.25	10	2.5
	今里・多良線		2	1	4	4	5	5	6	6
	今里線		4	4	8	2	9	2.25	10	2.5

- 【備考】 1. 令和5年度の運行実績をもとに、利用促進効果を加えて数値目標を設定した。加えた人数（1日あたり乗車人数）については、令和5年度の運行実績を踏まえ、年間に1名とした。  
 2. 補助対象の最低ラインが、1回あたりの輸送人数2名以上であることから、広谷線、道越巡回線、今里線は1回あたりの輸送人数を2名とした。

太良町コミュニティバス運行実績（令和5年度）

地区	運行ルート	運行日	令和5年度実績(令和4年10月～令和5年9月)						
			乗車人数	運行日数	運行回数/日	運行回数	運行便数	1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数
多良地区	伊福・片峰線	曜日運行 (月、水、金)	1,554	145	2	290	580	10.7	5.3
	中山線		1,209	145	2	290	580	8.3	4.1
	端月・川北線		1,298	145	2	290	580	8.9	4.4
	中尾線		1,763	145	2	290	580	12.1	6.0
大浦地区	広谷・多良線	曜日運行 (火、木、土)	671	93	1	93	186	7.2	7.2
	広谷線		59	93	2	186	372	0.60	0.30
	道越・多良線		544	97	1	97	194	5.6	5.6
	道越巡回線		174	97	4	388	388	1.7	0.4
	今里・多良線		333	97	1	97	194	3.4	3.4
	今里線		127	97	4	388	388	1.3	0.3



## (2) 事業の効果

コミュニティバスの運行により、住民の太良町内の福祉施設、医療機関、商業施設への移動手段が確保できるとともに、幹線の祐徳バス太良線およびJR長崎本線と連携することで鹿島市、佐賀市等への運行体系が実現できる。さらに、観光客にとって利便性向上の効果も見込める。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 分かりやすい運行ルート図、時刻表を作成し、全戸、福祉施設、商業施設、医療機関等に配布する。この時刻表には、JRと路線バス（祐徳バス）の時刻表や福祉施設（しおさい館）、商業施設（エレナ、Aコープ等）、医療機関（太良病院等）の利用案内も掲載する。（太良町）
- 希望者には、自分専用のバス時刻表（マイ時刻表）を作成し・提供する。（太良町）
- 回数乗車券の販売・利用促進（太良町）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

太良町コミュニティバスは、令和2年10月から実証運行（10月～12月：無料、1月～3月有料）を行い、令和3年4月から本格運行を行っている。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）」を添付。

① 予定している時刻・運行予定時間（「時刻表」を添付。）

② 運行事業者の決定の経緯

太良町および隣接地域における運行事業者は、祐徳自動車（株）、（有）馬場観光タクシー、（有）再耕庵タクシーの3者であり、いずれも太良町地域公共交通活性化協議会の委員となっている。平成30年度から令和元年度にかけての事業実施方針を具体化する段階で、関係事業者の意向調査を行ったところ、前2者は運転手不足のため太良町コミュニティバス運行業務を受けることはできないとの回答であったため、令和2年4月に再耕庵タクシーに随意契約で業務委託を行ったものである。

令和3年4月からの本格運行においても、実証運行と連続的な運行であるため、引き続き再耕庵タクシーに委託を行っている。

③ 地域内フィーダー系系統の補足

幹線の祐徳バス太良線とコミュニティバス路線とは、10系統ともわずかに重複する区間が生じる。（重複区間算出図 参照）しかし、コミュニティバス路線・運行系統設定段階では可能な限り競合しないように配慮したものであり、下記の内容を主旨とする資料を令和2年度第1回太良町地域公共交通合同会議（地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会）に諮り、承認を得ている。

#### 太良町コミュニティバス路線と祐徳バス太良線との関係（抜粋）

##### ■ コミュニティバスが祐徳バス太良線を通る理由

- ① 地形的に南北の移動には国道207号を利用せざるを得ない
- ② 福祉巡回バスの代替として、コミュニティバスが今の福祉巡回バスと同じ程度の時間で太良町総合福祉センター（しおさい館）に到着するには国道207号を利用せざるを得ない
- ③ 目的地が同じでその近くは同じルートとならざるを得ない。

##### ■ 太良町コミュニティバスが祐徳バス太良線に及ぼす影響

- ① 重複区間長が小さいため、影響は小さい
- ② 主な乗車目的地が異なるため、影響は小さい
- ③ 大浦地区からしおさい館に行く太良町コミュニティバスの運行回数は、1日1往復かつ週に2日であるため、影響は小さい
- ④ 太良町コミュニティバスと祐徳バス太良線の運行時間は重複していないため、影響は小さい。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る系統について、その運行に係る費用総額約2,200万円のうち、太良町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者から実績を入手し、目標に対する数値を算出する
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>平成30年3月30日 平成29年度第4回 協議事項（1）太良町地域公共交通網形成計画について【承認】</p> <p>平成30年6月18日 平成30年度第1回 報告事項（1）コミュニティバスの運行について （2）今後の太良町地域交通事業計画スケジュールについて</p> <p>令和元年6月18日 令和元年度第1回 協議事項（4）路線バス・太良線の運行形態変更について （5）廃止代替路線（中山線、広谷線、竹崎線） （6）太良町地域公共交通網形成計画（平成30年3月）の計画改定について （7）今後の太良町地域公共交通事業計画スケジュールについて</p> <p>令和元年12月23日 令和元年度第2回 協議事項（1）タクシー利用券の配布および利用状況について （2）太良町地域公共交通網形成計画の計画改定について【承認】 （3）コミュニティバスの運行実施計画</p> <p>令和2年3月31日 令和元年度第3回（書面） 報告事項（2）関係者との協議結果について 協議事項（1）コミュニティバスの運行実施計画について【承認】</p> <p>令和2年7月17日 令和2年度第1回</p>



協議事項（１）令和３年度生活交通確保維持改善計画について【承認】

令和３年２月１６日 令和２年度第２回

協議事項（３）令和３年度のコミュニティバスの運行について【承認】

令和３年６月１８日 令和３年度第１回（書面）

協議事項（４）生活交通確保維持改善計画認定申請について【承認】

令和４年１月２１日 令和３年度第２回（書面）

報告事項（２）コミュニティバスの利用状況について

協議事項（１）令和３年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について【承認】

（３）令和４年度事業計画（案）及び予算（案）について【承認】

令和４年６月２０日 令和４年度第１回

協議事項（３）生活交通確保維持改善計画（案）について【承認】

令和５年１月２０日 令和４年度第２回

協議事項（１）令和４年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について【承認】

（４）令和５年度 事業計画（案）及び予算（案）について【承認】

令和５年６月１９日 令和５年度第１回

協議事項（３）令和５年度事業計画の変更(案)及び補正予算(案)について【承認】

（４）生活交通確保維持改善計画（案）について【承認】

令和５年１１月２８日 令和５年度第２回

協議事項（１）太良町地域公共交通計画素案について【承認】

令和６年１月１０日 令和５年度第３回（書面）

協議事項（１）太良町地域公共交通計画（案）について【承認】

（２）令和５年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について【承認】

（３）令和５年度地域公共交通調査事業に関する事業評価（案）について【承認】

（４）コミュニティバス運賃について【承認】

令和６年３月１９日 令和５年度第４回

協議事項（２）令和６年度 事業計画（案）及び予算（案）について【承認】

（３）太良町地域公共交通計画（案）について【承認】

## 19. 利用者等の意見の反映状況

①協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施（平成 29 年度）

- ・ 住民座談会多良地区
- ・ 住民座談会大浦地区
- ・ 福祉施設しおさい館利用者
- ・ 太良高校
- ・ 佐賀西部コロニー
- ・ たら竹崎かに旅館組合
- ・ 太良町料飲食店組合

②パブリックコメントを平成 30 年 3 月 2 日から 3 月 11 日まで実施したが、意見はなか



った。

- ③コミュニティバスの運行実施計画について下記の沿線住民等と意見交換会を実施（令和元年7月～8月）  
伊福・片峰線、中山線、端月・川北線、中尾線、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線、福祉施設しおさい館）
- ④コミュニティバスの利用状況調査を実施（令和2年12月7日～12日）  
17地区から回答
- ⑤コミュニティバスの乗降調査を実施（令和3年1月12日、14日、15日、18日の4日間）コミュニティバス利用者75人から回答
- ⑥以下の団体を対象にコミュニティバスに関するアンケート調査を実施（令和3年7月）  
・しおさい館利用者・老人クラブ・区長・民生委員  
136人から回答
- ⑦利用者、協議会の意見をもとに、令和4年4月1日より広谷線、道越巡回線、今里線の減便・時刻の変更、中尾線の時刻の変更
- ⑧太良町地域公共交通に関するアンケート調査を実施（令和5年7月）  
・町内2,000世帯（無作為抽出）を対象に配布（回収率37.3%）
- ⑨区長の意見をもとに、令和5年10月1日から牛尾呂公民館前バス停廃止  
廃止に伴い今里・多良線、今里線の運行時刻及びルートについても変更
- ⑩町内関係機関における意見交換会開催（令和5年10月25日）  
参加期間：商工会・観光協会・社会福祉協議会・地域包括支援センター・企画商工課

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

（所 属）太良町役場 企画商工課

（氏 名）北村 美弥子

（電 話）0954-67-0312

（e-mail）m.kitamura@town.tara.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)	
			起点	経由地	終点						基準ハデ 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
太良町	有限会社 再耕庵タクシー	(1) 伊福・片峰線	伊福グラウンド	多良駅前	太良町役場	往復 13.3km 13.3km	145日	290.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(2) 中山線	中山	多良駅前	太良町役場	往復 11.1km 11.1km	145日	290.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(3) 端月・川北線	喰場婦人ホーム前	多良駅前	太良町役場	往復 15.1km 14.5km	145日	290.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(4) 中尾線	大野	多良駅前	太良町役場	往復 14.2km 13.6km	145日	290.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(5) 広谷・多良線	船倉	多良駅前	太良町役場	往復 21.3km 21.1km	100日	100.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(6) 広谷線	船倉	長川原	大浦駅	往復 8.4km 8.4km	100日	200.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(7) 道越・多良線	大浦駅	多良駅前	太良町役場	往復 23.5km 23.2km	98日	98.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(8) 道越巡回線(左回り)	大浦駅	竹崎港	大浦駅	循環 10.1km .km	98日	196.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(9) 道越巡回線(右回り)	大浦駅	竹崎港	大浦駅	循環 10.1km .km	98日	196.0回			①	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(10) 今里・多良線	大浦駅	多良駅前	太良町役場	往復 19.6km 19.3km	98日	98.0回			①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措 置	運送継続 特別措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		基準内で該 当する要件 (別表7のみ)
			起点	経由地	終点						運行形態の別 要件(別 表7・9)	基準八で 該当する 要件(別 表7・9)	
太良町	有限会社 再耕庵タクシー	(11) 今里線	大浦駅	県界	大浦駅	循環 6.6km .km	98日	392.0回			①	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。